

「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」の検証等に関する有識者会議の開催について

令和 6 年 6 月 6 日
研究振興局長 決定

1. 趣旨

大学ファンドの資金運用に関して、「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（令和 4 年 1 月文部科学大臣決定。以下「助成資金運用の基本指針」という。）の検証等に関する意見・助言を行うため、有識者会議を開催し、経済・金融等の専門的な観点からの議論を行う。

2. 検討事項

- （１）助成資金運用の基本指針の検証（レファレンス・ポートフォリオの年次検証を含む）
- （２）その他必要な事項（国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号）第 20 条に定める運用・監視委員会の権限に属する事項を除く）

3. 実施方法

- （１）本会議は、別紙の者により構成するものとし、研究振興局長の指名により、座長を置くものとする。
- （２）座長は、必要に応じて別紙以外の者を本会議に参画させることができる。

4. 本会議の公開等

- （１）本会議は、議論の内容が投資行動の憶測等につながり市場へ影響を及ぼす可能性等があることから、非公開とする。
- （２）本会議の開催後に、次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成し、構成員の確認を得た上で公開する。
 - 一． 会議の日時及び場所
 - 二． 出席した構成員の氏名
 - 三． 議題
 - 四． 会議の概要及び結果
- （３）本会議の配布資料は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合、座長は、全部又は一部を非公開とすることができる。
 - 一． 投資行動の憶測等につながり市場へ影響を及ぼす可能性がある場合
 - 二． 個人若しくは法人の権利若しくは正当な利益又は公共の利益を害するおそれがある場合

5. 実施期間

会議開催日から令和7年3月31日までとする。

6. その他

本会議に関する庶務は、内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局の協力を得て、研究振興局大学研究基盤整備課において処理する。

「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにする

ための基本的な指針」の検証等に関する有識者会議

構成員名簿

	加藤 康之	京都先端科学大学教授
座長	川北 英隆	京都大学名誉教授
	津金 真理子	アセットマネジメント One 株式会社 社外取締役 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構理事
	徳島 勝幸	ニッセイ基礎研究所金融研究部取締役研究理事
	西出 勝正	早稲田大学大学院経営管理研究科教授

(敬称略、五十音順)

※所属は発令時点のもの